

住之江工場更新・運営事業  
対面的対話における要望事項に関する追加資料について

対面的対話における要望事項に係り、新たに資料を提示する。入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、下記に従い資料の貸出・閲覧が可能である。

1 貸出・閲覧期間

平成 29 年 12 月 7 日（木）から 12 月 22 日（金）（土、日を除く）  
午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時 30 分

2 貸出可能資料

(1) 住之江工場建物等写真

3 閲覧可能資料

(1) 計画通知書等

ア 建設工事当初分

- (ア) 計画通知書（添付図面等なし）
- (イ) 建築基準法第 18 条第 3 項の規定による適合する旨の通知書
- (ウ) 建築基準法第 18 条第 7 項の規定による検査済証

イ 増築棟増設分

- (ア) 計画通知書
- (イ) 建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証
- (ウ) 建築基準法第 18 条第 7 項の規定による検査済証

ウ 容器包装プラスチック中継施設増設分

- (ア) 計画通知書
- (イ) 建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証
- (ウ) 建築基準法第 18 条第 5 項の規定による工事完了通知書

(2) 危険物取扱所設置許可申請書（建設工事当初分）

- ア 危険物取扱所設置許可申請書
- イ 危険物取扱所変更許可申請書

(3) その他図面

- ア 建設工事竣工図
- イ 焼却設備に伴う機械設備工事（本館）完成図
- ウ 焼却設備に伴う追加設備工事完成図

4 閲覧方法

希望者は「対面的対話における要望事項に関する追加資料貸出・閲覧申込書」（別紙）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより入札説明書記載の「第 5 章 3（11）受付担当」に提出し、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

貸出・閲覧者は、代表企業、その他構成企業の担当者に限る。